

{ 平 13 . 5 . 22 }  
{ 総 13 - 5 }

# 公益法人等の課税制度

## 公益法人等に対する法人税の課税制度の概要

課 税 対 象	<p>収益事業から生ずる所得に対してのみ課税</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">                     民間企業が行う事業と競合関係にある事業について、課税の公平性、                      中立性の観点から課税するとの考え方                 </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p>(注) 収益事業の範囲は、物品販売業等<sup>33</sup>事業を政令で規定</p>
適 用 税 率	<p>22%の軽減税率      (参考) 普通法人の基本税率：30%</p>
寄附金に係る特例	<p>収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄付金とみなされる(みなし寄附金)。</p> <p>(注) 寄附金の損金算入限度額：みなし寄附金を含め、収益事業から生ずる所得の20%</p>
金融資産収益 (利子・配当等)	<p>収益事業部門から生じるもののみ課税</p>

## 公益法人等に対する法人事業税・法人住民税課税制度の概要

課 税 対 象	<p>収益事業から生ずる所得に対してのみ課税</p> <p>(原則、法人税と同じ取扱い)</p>
適 用 税 率	<p>法人事業税率 9.6% (基本税率) <span style="font-size: 2em;">}</span> (普通法人と同じ)</p> <p>法人住民税 (法人税割) 17.3% <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p>(法人道府県民税法人税割 5.0%    法人市町村民税法人税割 12.3%)</p>
	<p>法人住民税 (均等割)</p> <p>課税  ただし、地方税法に定める法人 (日本赤十字社、社会福祉法人等) については、収益事業を行わない限り非課税</p>
寄附金等に係る特例	法人税の取扱いと同じ
金融資産収益 (  利子・配当等 )	法人税の取扱いと同じ

## 収益事業の範囲

収	益	事	業
1. 物品販売業 2. 不動産販売業 3. 金銭貸付業 4. 物品貸付業 5. 不動産貸付業 6. 製造業 (電気、ガス又は熱の供給業及び物品の加工修理業を含む。) 7. 通信業 8. 運送業 9. 倉庫業 10. 請負業 11. 印刷業	12. 出版業 13. 写真業 14. 席貸業 15. 旅館業 16. 料理店業その他の飲食店業 17. 周旋業 18. 代理業 19. 仲立業 20. 問屋業 21. 鋳業 22. 土石採取業 23. 浴場業 24. 理容業	25. 美容業 26. 興行業 27. 遊技所業 28. 遊覧所業 29. 医療保健業 30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦又は一定の船舶操縦(技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験を行う事業 31. 駐車場業 32. 信用保証業 33. 無体財産権の提供等を行う事業	
上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。			

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。

母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。

保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。

2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

年度	追 加 事 業
32	不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業
33	美容業
40	不動産販売業
43	駐車場業
51	信用保証業
53	公開模擬学力試験を行う事業
56	技芸教授業(着物着付け、船舶の操縦の追加) 旅館業及び不動産貸付業(範囲拡充)
59	無体財産権の提供等を行う事業 席貸業(範囲拡充) 技芸教授業等(絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加、 入試等のための学力の教授の追加)

## 公益法人等の数

民法34条法人	26,449件(10.3%)
学校法人	7,676件(3.0%)
社会福祉法人	16,691件(6.5%)
宗教法人	182,935件(71.5%)
その他	22,201件(8.7%)
合計	255,952件(100.0%)

(注)平成12年12月末現在で主税局が聴き取り調査を行ったもの。

## わが国税制の現状と課題

### - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

平成 12 年 7 月  
税制調査会

## 二 法人課税

### 1. 法人税

#### (4) 課税ベースの適正化 税率

##### □. 軽減税率

法人税には、現在、基本税率（30％）のほかに、中小法人の所得 800 万円以下の部分に係る軽減税率（22％）と公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率（22％）が設けられています。

（中 略）

また、公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率（22％）については、これらの法人の営む事業と一般法人の営む事業とは競合しており、税制が競争条件を異なるものとすることは適当ではないことから、基本税率との格差を縮小する方向で検討していくことが適当です。

#### (6) 公益法人等

現行法人税法は、財団法人、社団法人、宗教法人、社会福祉法人、学校法人などの公益法人等、人格のない社団等、NPO法人などについては、その営む事業が一般法人の営む事業と競合する場合には、課税の公平性・中立性の観点から、その収益事業から生じた所得に対しては法人税を課税することとしています。現在、収益事業として物品販売業、請負業をはじめ 33 の事業が定められていますが、近年公益法人等の各種

団体の行う事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきている中で、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなっているのではないかと考えられます。

したがって、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業と競合するものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくことが適当です。しかし、そうした対応に限界があるとするれば、公益法人等が対価を得て行う事業については、原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといった見直しなどを行うことも考えられます。いずれにしても、公益法人等が行っている事業には様々なものがあることから、公益法人課税についての見直しを行う場合には、まず、その実態を十分把握する必要があります。

また、本来収益事業に該当する事業であっても、特定の公益法人等が営む一定の事業については、その法的位置付けなどに着目して、課税の対象とされていないものがあります。しかし、課税の公平・中立の観点からは収益事業課税の原則に則ることが適当であり、この制度については、一般法人の営む事業との競合の実態などを踏まえ、そのあり方について検討していくことが必要ではないかとの意見があります。

公益法人等の利子・配当などの金融資産収益については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされています。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等の段階で新たに発生した所得であって経済的価値においては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであることなどから、公益法人等に対しても一定の税負担を求めてもよいのではないかとの指摘もあります。

なお、一部の公益法人等の活動について批判がなされることがありますが、当調査会としては、公益法人等が課税上の特典を享受していることを十分自覚するとともに、主務官庁が適時適切にその業務運営などの適正化を図ることを強く期待します。

(注) 公益法人等に対する課税については、近年の税制改正において、収益事業課税の適正化の観点から、収支報告書制度の導入や寄附金の損金算入限度額の特例に係る限度額の引下げが行われています。